

平成 21 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ト リ ド ー ル  
(コード番号 3397 東証第一部)  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 粟 田 貴 也  
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長 小 島 義 昭  
電 話 番 号 078-200-3430

### ストック・オプションとしての新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 22 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、ストック・オプションとして、当社の取締役、監査役および従業員に対して新株予約権を発行すること並びに新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき承認を求め議案を、下記のとおり平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 19 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、当社取締役、監査役に対する新株予約権付与は、報酬等に該当しますが、従来の取締役および監査役の報酬の枠内にて報酬等として新株予約権を付与することについても、併せて承認を求めるものです。

なお、報酬等としての新株予約権の公正価額は、新株予約権の割当日における諸条件をもとにブラック・ショールズモデルを用いて算出するものとします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役、監査役および従業員に対して長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるために、ストック・オプションの目的で新株予約権Ⅰ、Ⅱの二種類の新株予約権を発行するものとする。

#### 2. 本株主総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

本総会の決定により、割り当てることができる新株予約権の数は、新株予約権Ⅰ、Ⅱをあわせて 2,250 個を上限とする。

また、新株予約権を行使することにより交付される株式の総数は、当社普通株式 2,250 株を上限とする。新株予約権Ⅰ、Ⅱの内訳は次のとおりとする。

##### (1)新株予約権Ⅰの数の上限

150 個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付される株式の総数は当社普通株式 150 株を上限とする。なお下記 4. (1)①により付与株式数の調整が行われた場合は、新株予約権Ⅰに係る調整後付与株式数に、新株予約権Ⅰの上限数を乗じた数とする。

##### (2)新株予約権Ⅱの数の上限

2,100 個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付される株式の総数は当社普通株式 2,100 株を上限とする。なお下記 4. (2)①により付与株式数の調整が行われた場合は、新株予約権Ⅱに係る調整後付与株式数に、新株予約権Ⅱの上限数を乗じた数とする。

### 3. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

### 4. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権Ⅰの内容

##### ① 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は当社普通株式 1 株とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、新株予約権Ⅰのうち当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

##### ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

行使価額は 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

##### ③ 新株予約権を行使することができる期間

募集事項の決定を行う取締役会から 2 年を経過した日から 8 年以内とする。

##### ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 1) 記載の資本金等増加限度額から上記 1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

##### ⑤ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### ⑥ 新株予約権の行使の条件

1) 新株予約権の割り当てを受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議をもって特に認める場合はその限りではない。

2) 新株予約権の割り当てを受けた者が、会社に対してなんらかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。

3) 新株予約権の割り当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。

5) その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本総会決議および今後の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めることによる。

#### ⑦新株予約権の取得事由および取得の条件

- 1) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 当社は、新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、その新株予約権を無償で取得することができる。

#### ⑧組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、再編対象会社という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

- 1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- 3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、4. (1)①に準じて決定する。
- 4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記 3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- 5) 新株予約権を行使することができる期間  
4. (1)③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から(1)③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
4. (1)④に準じて決定する。
- 7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 8) 新株予約権の行使の条件  
4. (1)⑥に準じて決定する。
- 9) 新株予約権の取得事由および条件  
4. (1)⑦に準じて決定する。

⑨ 1株に満たない端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑩新株予約権Ⅰに関するその他の内容については新株予約権Ⅰの募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(2)新株予約権Ⅱの内容

①新株予約権の目的である株式の数

新株予約権Ⅰと同じとする。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの払込金額（以下、行使価額という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または割当日の終値（終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

新株予約権割当後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が割当日後、時価を下回る価額で普通株式の発行を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）には次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

募集事項の決定を行う取締役会から3年を経過した日から7年以内とする。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項～⑦新株予約権の取得事由および取得の条件

新株予約権Ⅰと同じとする。

⑧組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、再編対象会社という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新

株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

- 1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- 3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、4.(2)①に準じて決定する。
- 4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(2)②に定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、上記3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 5) 新株予約権を行使することができる期間  
4.(2)③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から4.(2)③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
4.(2)④に準じて決定する。
- 7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 8) 新株予約権の行使の条件  
4.(2)⑥に準じて決定する。
- 9) 新株予約権の取得事由および条件  
4.(2)⑦に準じて決定する。
- ⑨ 1株に満たない端数の処理  
新株予約権Ⅰと同じとする。
- ⑩ 新株予約権Ⅱに関するその他の内容については新株予約権Ⅱの募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以上